

令和2年2月 川棚町議会臨時会会議録

(第1日目)

令和2年2月3日 月曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	野 上 英 了
新庁舎建設室長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	中 原 敬 介
健康推進課長	川 内 和 哉
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	成 富 浩 樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	森 文 博
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）

第4 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町
大崎自然公園）

第5 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町
大崎保養・宿泊施設）

第6 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町
大崎温泉施設）

産業建設文教委員長報告

同 上

同 上

(1 0 : 0 0)

議 **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和2年2月川棚町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、高以良壽人議員及び堀田一徳議員を指名いたします。

議 **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 **長** 次に日程第3、報告第1号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年川棚町議会2月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

本日行政からの提出議案等は専決処分の報告1件でございます。

それでは早速、報告第1号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める

件)」について報告をさせていただきます。

昨年、令和元年7月18日川棚町小串郷272番地の国民宿舎くじゃく荘駐車場において、産業振興課職員が駐車していた公用車を出庫しようとしたところ、隣に駐車してあった自動車に接触し、相手方の自動車に損害を与えたものであります。損害を受けられました方には、ご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして心からお詫びを申し上げます。その後12月26日に損害を受けられた相手方と示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは内容について説明いたします。具体的、報告第1号の2枚目をお開きください。具体的にはこの専決処分書のとおりでありますので、読み上げて報告とさせていただきますので、ご了承願います。

専決第1号、専決処分書。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定により損害賠償の額を次のとおり専決処分する。

令和2年1月8日専決。川棚町長山口文夫。

損害賠償の額を定めることについて。

川棚町小串郷272番地駐車場で発生した、本町職員が運転する公用車による自動車事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1 事故発生日時。令和元年7月18日木曜、午後5時20分頃。

2 事故発生場所。川棚町小串郷272番地駐車場内。

3 損害賠償の相手方。諫早市の右側には住所を示し、そしてその一段下は氏名であります。専決処分の正式文書には住所・氏名記載をしておりますが、今回被害を受けられた損害賠償の相手方のプライバシーに配慮いたしまして、住所・氏名の文字の部分をアスタリスクに置き換えた匿名表示とさせていただきます。相手方は諫早市在住の男性、法人・団体ではなく個人であります。

4 事故の概要。令和元年7月18日木曜、午後5時20分頃、川棚町小串郷272番地国民宿舎くじゃく荘駐車場において、本町所有の公用車を産業振興課職員が出庫中、右隣に駐車中の匿名氏が所有する自動車に接触し損害を与えたもの。

5 損害賠償額。10万1,200円。

以上のとおりであります。この損害賠償につきましては、この専決処分後速やかに支払処理を行い、またその全額が財団法人全国自治協会の損害賠償保険の補償対象となっておりますことを付け加えまして、報告とさせていただきます。以上で専決処分の報告についての説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。今読み上げられたところの4 事故の概要の3行目では、「****」のところを「匿名氏」というふうな表現をなされましたけれども、確認をいたしますが、それは3番の「* * * *」の方と同一人物でありますかということを確認いたします。というのは、3番の方は「* * * *」ってなってます。いずれにせよ名前が伏せてあるので損害賠償の相手方と車の所有者が同一人物であるかがわからないので、そこを確認いたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。田口議員のご質問にお答えいたします。3番の損害賠償の相手方と4の事故の概要、この3行目の記載の方と同一であるかというご質問であります。これは全く同一でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 はい。専決処分書ですね、直接の関係ございませんけども、公用車については、これは非常に運転が慎重であってですね、事故その他起こしてならないというのは言うまでもないことと思いますが、川棚町ですね、公用車の運転規程があるのかどうかということが一点。もしあればその内容はということです。

それからもう一つが、そういった際にですね、公用車を運転する職員の運転者の免許証ですね、コピーなりその他を取っているのかどうか、中には時々報道によってですね、いわゆる免許の失効切れを知らずにですね、そのまま運転して無免許運転という事例が、本当まれでございますが報道される

事例もございますので、川棚町では公用車の運転規程についてそういったことを行っているのかどうかお尋ねします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。山口議員のご質問にお答えいたします。公用車の運転規程についてであります。本町では明文化したものは定めておりません。

そして、次の2点目であります。公用車を運転する職員の運転免許であります。これは職員の運転免許につきましては、定期的にですね、各課長がその運転免許証を確認して有効であるか、そういった確認をしております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小田議員。

7 番 小 田 はい。7番、小田です。この事故においてですね、相手方に対しては損害賠償をされておりますけども、本町所有の公用車はですね、どのような損傷を受けて、その対応はどうされたのかというのをお尋ねします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。今、小田議員の質問にお答えをいたします。本町の公用車につきましては、今月発注をしまして、すいません、1月ですね、先月発注をしまして、1月中に完成をしております。その分につきましても、保険対応ということで、行っているところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:11)

議 長 次に日程第4、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」から日程第6、議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」を川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

本件につきましては、去る12月6日の本会議において産業建設文教委員

会に付託し、審査を行っていたものです。

本件について、産業建設文教委員会から審査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 おはようございます。産業建設文教委員会付託審査報告を行います。先の12月定例会におきまして付託を受け、閉会中の継続審査とさせていただいておりました事件につきまして、審査が終了しましたので報告いたします。報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和2年1月28日。川棚町議会議長 村井達己様。産業建設文教委員会委員長 毛利喜信。

委員会審査報告書。本件に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号。件名。審査の結果。

議案第36号。公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）。原案可決すべきものと決定。

議案第37号。公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）。原案可決すべきものと決定。

議案第38号。公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）。原案可決すべきものと決定。

次のページをお願いいたします。

産業建設文教委員会審査報告。議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」、議案第37号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」及び議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」について、産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

1（1）審査期日 令和元年12月9日、24日、令和2年1月22日、28日。

（2）審査場所 第1・第2委員会室。

（3）出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記。

（4）説明者 副町長、産業振興課長、商工観光係長。

2 審査内容 主要事項についての質疑と答弁。

質疑 新規事業として取り組む「グランピングイベント」とは。

答弁 閑散期のキャンプ場の有効利用として、アウトドアイベント（キャンプ等）を行う予定である。

質疑 シーカヤック等のマリンスポーツの利用者数の推移は。

答弁 年々減少しているが、PR等の努力はしている。

質疑 基本指定料が年々増加しているが、大きな要因は人件費か。

答弁 時給アップ等の待遇面も必要であるのでいたしかたない。

質疑 基本指定料が年々上がる事業計画を認めるのか。

答弁 事業計画として受け取っているが、今後の経営努力の中で今までどおりの水準で指定管理をおこなってもらおう考えである。

質疑 前回提出された事業計画の検証はおこなったのか。

答弁 基本指定料は100万から200万円程度は圧縮できている。

質疑 くじゃく荘の事業計画にある委託費とは。

次のページをお願いします。

答弁 防火設備、ベッドメイキング等を外部委託している。

質疑 人件費が掛かり過ぎているのではないか。

答弁 赤字にならないギリギリでやっている。

質疑 令和2年度のしおさいの湯の事業計画では約8,000人の利用者が減少となっているが。

答弁 100円値上げしたことによって減少する見込みと利用者が高齢化している状況があるためである。利用者増を目指し、営業努力する。

質疑 今後、予定されている主な施設改修は。

答弁 令和2年にしおさいの湯の空調改修1,030万円、令和3年にくじゃく園のピーコック改修1,570万円、令和4年にくじゃく荘のテニスコート等の改修5,000万円、令和5年にくじゃく荘の空調改修1,350万円、令和9年にエレベーター改修2,800万円、令和10年に外壁改修7,000万円などが想定されている。

質疑 5年後に向けての具体的なスケジュールは。

答弁 5年毎の審査の折に毎回議論されている指定管理の問題に決着をつけたいと考えている。令和4年度までに民間の専門家を含めた委員会で検討し、制度構築をおこなう。

3 討議の主な内容。

- ・「観光協会」という団体は施設運営ではなく、町の観光振興に注力すべきではないか。

- ・観光協会に対し、もっと裁量権を与えて経営努力してもらい、値上げ等の利用者の負担増とならないようにすべきである。

- ・これだけの公金を投入してまで、町がこの3施設を維持する必要があるのか。

- ・観光協会への指定管理は今回が最後がよいと思う。

- ・事業計画書（収支計画）についても見通しが甘く、協定納付金についても努力が足りない。

- ・民間感覚の経営努力が必要であり、今後の指定管理のあり方を一から検討すべきだ。

- ・今回は公募できなかったが、次回は民間企業も入れた公募が必要である。

- ・施設の賃貸や売却も含めた施設運営を検討する委員会を早急に設置すべきだ。

- ・5年の指定期間は長すぎる。3件を分割して指定管理してもよいのではないか。

4 討論。

議案第36号（川棚町大崎自然公園）。

反対討論 なし。

賛成討論 多くの町民が利用できるよう努力を求め、賛成する。

議案第37号（川棚町大崎保養・宿泊施設）。

反対討論 なし。

賛成討論 メインの集客施設なので、利用者が増加する努力に期待し、賛成する。

議案第38号（川棚町大崎温泉施設）。

反対討論 なし。

賛成討論 町民の健康増進に特化した事業計画に期待をして、賛成する。

5 審査の結果。

議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公

園)」、議案第37号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町大崎保養・宿泊施設)」及び議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町大崎温泉施設)」については、それぞれ採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

6 委員会の意見。

今回の指定管理については時間的余裕もなく、期限が迫った中での審議であったため、十分な審査ができず閉会中の継続審査となった。委員会内の意見でも上記に記載のとおり多様な意見が出た。本来の指定管理の目的、今後の大崎観光事業の可能性、施設の運用方法を根本から検討研究されたい。早急に指定管理の方法、制度の再構築をすることを強く求める。当委員会としても継続して進捗を見定めることとする。以上であります。

議 長 これから、産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。13番、波戸です。審査委員会の審査報告書というのを受け取っておりますけども、その4番の審査結果の中で、1番下から2行目のところからになりますけども、「これまでの実績や経営方針も評価されることから、指定管理者としての的確であると判断しました」と記載されておりますけども、産業建設文教委員会の方でも、全会一致で可決をされておりますけども、概ね指定管理者のこれまでの5年間、それと今後5年間の事業計画等については委員会の方でも評価をされて的確であるということで全会一致となったのかお尋ねします。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 報告書にも記載しておりますが、過去の5年間の検証というものは行政としても答弁をいただけませんでした。我々の審査の中でも今後の5年間、先ほど申しました例えば施設の改修であったりとかいう事業もありますので、その辺の推移は見せていただいております。で、全会一致だったという結果につきましては、報告書に討議を並べて書いておりますけども様々な意見が、このような意見が出ておりますのが実情であり、討論につきましてはその討議である程度出尽くしたというところもあるのかなと思います。結果的には全会一致となっておりますが、その採決っていうものが4月からの施設の運営っていうものもありますので今回はいたしかたなく

という思いもあったのかなと推測はしております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 はい。1番、福田です。3番の討議の内容を見てみますと、ほとんどが問題ありというふうな意見ではないかと思えます。それが今、委員長も言われましたように、反対討論なしということですが、委員会の意見で期限が迫った中での審議であったためということですが、これを審議する期間がなかったのであればもう少し修正、期間5年を短くしてですね、もう少し審議できるような状況を早く設定するためにも期間、5年間の期間の見直しですね、意見の中にもありましたが、そういうふうな修正案ってというのは検討されたんでしょうか。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 はい。委員会の中ではそういう意見も実際出まして、行政側にも伝えております。ただ、期間を今回から短くということにつきましては、答弁の中にもありますが、令和4年度までに民間の専門家を含めた委員会で検討すると、方向性を決めて制度構築を行う、という答弁が出ておりますので、その言葉に期待をし、今回は賛成に至ったのではないかと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

議 長 これから、一件ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」にかかる委員長の報告は、可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:26)

議 _____ **長** 次に、議案第37号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」の討論を行います。

本案に対し、委員長の報告は、可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:27)

議 _____ **長** 次に、議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」の討論を行います。

本案に対し、委員長の報告は、可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:28)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました、条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年2月川棚町議会臨時会を閉会をいたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 0 : 2 9)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 村 井 達 己

会議録署名議員 _____ 高 以 良 壽 人

会議録署名議員 _____ 堀 田 一 徳